

せい かつ ほ ご 生活保護の し お り

せい かつ ほ ご しんせい きぼう かた ぎもん せい かつ じょう そうだん かた
生活保護の申請を希望される方、疑問や生活上での相談のある方は、
せい かつ えん ご かほんかん かい ばんまどぐち きがる そうだん
生活援護課（本館4階41番窓口）までお気軽にご相談ください。

せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

ふくしじむしょめい あさかしふくしじむしょ
【福祉事務所名】 朝霞市福祉事務所

たんとうか あさかしせい かつ えん ご か
【担当課】 朝霞市生活援護課

じゅうしょ さいたまけんあさかしほんちょう
【住所】 埼玉県朝霞市本町1-1-1

でんわばんごう 048-463-1576 (ちょうつう 直通)

048-463-1562 (ちょうつう 直通)

048-423-0163 (ちょうつう 直通)

【FAX】 048-467-4716

じょうきばんごう でんわ と あ
上記番号で電話による問い合わせもできます。

せい かつ ほ ご せいど しんせい てつづ せつめい
このしおりは生活保護の制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

<令和3年11月30日改定>

<令和5年12月1日追記>

◆生活保護とは

生活保護は、年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する理念に基づく生活保護法で定められた制度です。

生活保護を申請する権利はすべての国民に無差別平等に与えられた権利です。生活にお困りの方はためらわず申請してください。

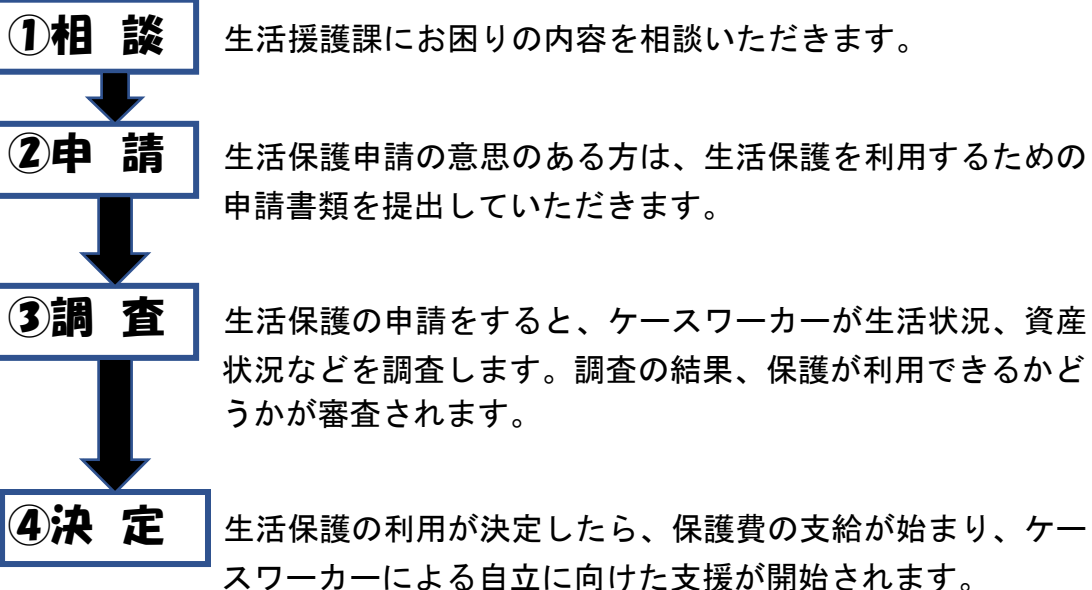
◆生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべての方に対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

◆生活保護の利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時は、生活援護課に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、相談内容に応じて生活保護の申請や各種サービスをご案内させていただきます。

●生活保護を利用するときには、以下の手順を経ることになります。



1

相談（生活にお困りになったら・・・）

生活に困っていて、生活保護を利用したいと思ったら、生活援護課に相談しましょう。相談時には、保護の決定や各種サービスの案内に必要な範囲で生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などをお聞かせいただきます。



相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護を利用したいと思ったときには申請をしてください。また、来所だけでなく、電話でのご相談もお受けします。

※ 病気等で生活援護課へ来られない方はご自宅でのご相談にも対応します。また、病院、施設等で生活されている方は、施設内でのご相談も可能です。

2

申請（意思があればどなたでも）

生活保護の利用には、本人の意思による申請が必要です。申請書類は生活援護課にもありますので、お受け取りいただき、記入してください。調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などが必要になることもあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。その場合は調査時に本人の申請意思を確認させていただきます。また、申請の時に必要な資料がそろわない場合は、申請をしていただいた後でご用意させていただきます。

※ 明らかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても生活援護課が職権で生活保護の利用を開始する場合があります。（法第7条）

※ 暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

※ 保護の申請先は住民票住所ではなく、現在お住まいの住居がある市区町村が窓口となります。（住居のない方はどの市町村でも申請可能です。）

3

調査（調査内容と制度について）

ここでは、生活保護の決定に関わるものについてご説明します。

●生活保護と資産の活用

生活保護の申請を受理した後は、銀行や生命保険会社などに資産調査をさせていただきます。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却等により活用が可能な資産がある場合には、その資産を活用して最低生活費に充てていただくことがあります。



※ 生命保険、学資保険等の保険は、月々の保険料や解約返戻金が少額の場合は保有が認められることがあります。

※ 居住用の不動産は原則として保有が認められます。しかし、資産価値が高額である場合は保有が認められません。またローン返済中の不動産を保有している場合は原則として保護の適用は行えませんが、一部例外がありますので、詳細についてはご相談ください。

※ 自動車やオートバイの保有は、原則として認められません。そのため申請時に保有されている場合は生活保護開始決定後、売却や廃車を行っていただきます。しかし障害（児）者が通院等に利用する場合で公共交通機関やタクシー、各送迎サービス等の活用が困難であり、自動車の維持に要する費用が確実にまかなわれる見通しがある場合等、個別の事情によって認められる場合もありますのでご相談ください。

●能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。仕事の探し方がわからない方や働くことについて不安がある方は、就労支援をしますのでご相談ください。



●扶養義務について



親、子ども、兄弟姉妹など、扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。援助には仕送りなどの金銭的援助と定期的交流などを行う精神的援助があります。

なお、親族から保護費の一部の援助を受けながら生活保護を受けることは可能であり、援助可能な親族がいることによって生活保護の利用ができなくなるということはありません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など、特別な事情がある場合や10年程度音信不通であるなど、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には、親族への照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度、失業給付など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用ができる制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査が行われます。審査は、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と、世帯の収入（給料、各種手当、養育費などを含みます。）を比較して判定されます。下図のように、最低生活費に比べて、世帯の収入が不足する場合は、生活保護費で、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護に該当しない可能性があります。

最低生活費 その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。

なお、月によって変わる場合があります。

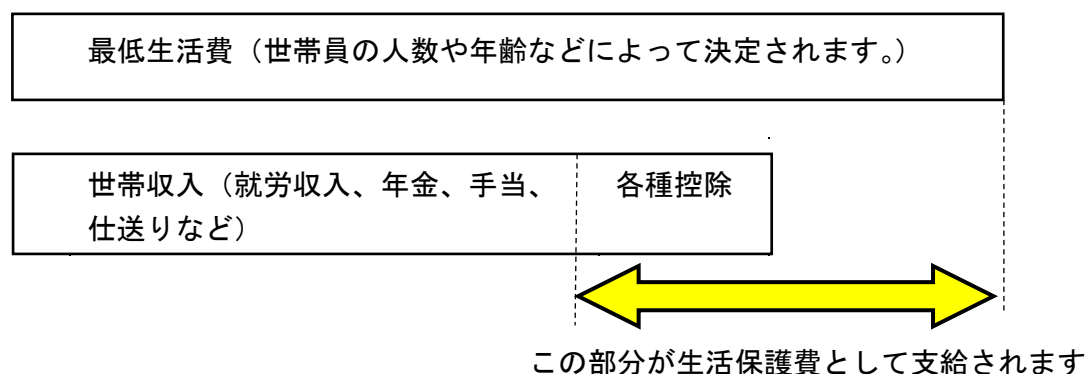
収入 働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

なお収入については一部控除される場合がありますので、詳細は8ページをご確認ください。

（例）

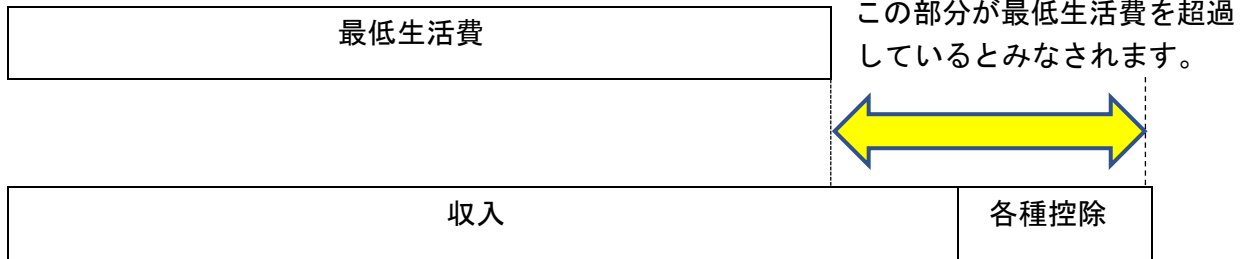
■生活保護を受けることができる場合

収入が最低生活費を下回る場合、不足分が支給されます。



■生活保護を受けることができない場合

収入が最低生活費を上回る場合は、保護は受けられません。
また、受けられなくなります。



4

決定（生活保護が始まったら・・・）

●結果通知



調査に基づき、申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果が通知されます。生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていきます。

●保護の種類と内容

保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

- 1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2) 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 3) 住宅扶助 家賃、地代又は住宅の修繕費などの費用です。
- 4) 医療扶助 病気やけがのため、病院や薬局にかかる保険診療範囲内の費用です。
- 5) 介護扶助 介護認定を受けている方がサービスを利用する際の費用です。
- 6) 出産扶助 出産に要する費用です。
- 7) 生業扶助 高等学校等への就学費用や技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。
- 8) 葬祭扶助 葬儀などに要する費用です。

※生活扶助加算 保護を受ける世帯員の状況に応じて各種の加算がつきます。
くわしくは生活援護課（ケースワーカー）に相談してください。

※ 次のようなときは、必要な費用の全部又は一部を支給できる場合（「一時扶助」といいます。）があります。それぞれ一定の条件がありますので、事前に生活援護課（ケースワーカー）に相談してください。

- ・ 借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき。
 - ・ 病気等のため、おむつなどを必要とするとき。
 - ・ 住居のない方が新たにアパートを借りる際などに、炊事用具や食器などが必要と認められるとき。
 - ・ 保護開始時や転居先の住居にエアコンがなく購入が必要と認められるとき。
 - ・ やむを得ず転居するときの敷金など。
 - ・ 3親等以内の親族の葬儀に行くとき。
 - ・ 施設に通うときの交通費など。
 - ・ 被服費や寝具など（保護開始時や入退院時に所有していない場合）
 - ・ 家屋修繕費
 - ・ 水道や下水道設備費
 - ・ 入学準備金・教材費
- そのほかについてはケースワーカーにご相談ください。

※ このほか、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対する「就労自立給付金」や大学等へ進学するお子さまに対する「進学準備給付金」を支給する制度があります。支給には一定の条件があります。詳しくは生活援護課（ケースワーカー）にお尋ねください。

●生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方には次のような権利が保障されます

- 1) 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。
- 2) 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。
- 3) 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受け取る権利を差し押さえられることはありません。
- 4) 保護又は就労自立給付金を受け取る権利を他人に譲り渡すことはできません。

※ 生活保護の決定（開始、却下、変更、停止、廃止など）は文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求することができます。（法第64条）

●生活保護を利用する方の義務

- 1) 働ける方は、その能力に応じて働いて収入を得たり、健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努めてください。
- 2) 住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納した場合は次月分以降、代理納付として生活援護課が債権者に直接振込を行うことがあります。
- 3) 生活状況に変化があったときはその旨をすみやかに生活援護課（ケースワーカー）へ知らせてください。
- 4) 生活状況に応じて適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は保護が受けられなくなることがあります。

●家庭訪問

生活保護が開始になった場合は、生活援護課のケースワーカー（地区担当員）が定期的にご自宅を訪問します。家庭訪問では生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きする必要があります。家庭訪問が行えないと適正な保護に支障をきたす可能性があるため、必ず応じてください。また、ケースワーカーはみなさんが自立した生活を送ることができるよう支援します。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。



●届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず届け出をしてください。

世帯状況に変化があったとき（例）

- ・ 家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。
- ・ 住所や家賃、地代が変わるとき、契約を更新するとき。 ※転居などについては必ず事前に相談してください。
- ・ 働けるようになったり働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。
- ・ 入院したとき、退院したとき。
- ・ 事故（交通事故、仕事上の事故など）にあったとき。
- ・ しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき。
- ・ 海外に一時渡航するとき。（一定の目的で渡航する場合を除き、渡航費の一部を収入認定の対象とし、保護費が減額されることがあります。）
- ・ その他、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）とき。

収入に変化があったとき（例）

- ・ 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき。
 - ・ 年金などの公的手当があったとき。
 - ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
 - ・ 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
 - ・ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき。
 - ・ 不動産など資産の売却益があったとき。
 - ・ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
 - ・ 税金や保険料の還付があったとき。
- ※ 高校生等のアルバイト収入も届け出てください。
- ※ 就労可能な方は、収入がない場合でも毎月、収入がない旨を届け出てください。
- ※ 就労困難な方は、収入がない場合でも年に1度、収入がない旨を届け出てください。

収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

就労収入に対する控除（主なもの）	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されますが、一部例外があります。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生等のアルバイト収入	
高校生等のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期の自立に充てられると認められたものは、生活費と別に管理する等、一定の条件のもとで収入として認定しない取り扱いとなります。	
その他の収入に対する控除	
年金受給のための診断書の費用、地方公共団体又はその長から福祉を図るために支給される金銭等は一定の条件のもとで収入として認定しない取り扱いとなります。	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

● 借入金に関する注意

生活保護上、借入金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど）は原則として収入認定となります。また、生活に充てるべき保護費から返済を行うことは基本的に認められていません。

ただし、自立更生を目的とするものであって、事前に福祉事務所長の承認があり、かつ、現実に趣旨に則して使用されているものであれば、収入として認定されない場合もあります。

● 保護費を返していただく場合

1) 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費や介護費を含む）を速やかに返還していただくことになります。たとえば次のような場合です。

- ①不動産（土地・家屋）などが売れたとき。
- ②生命保険の保険金などを受け取ったとき。
- ③各種の年金、手当を遡って受け取ったとき。
- ④交通事故などで示談金、補償金などを受け取ったとき。
- ⑤入院や施設入所など生活状況が変化したとき。
- ⑥世帯員の増減などで保護費が減額となったとき。
- ⑦収入が増加していることが判明したとき。

2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、又は意図的に申告しないなど、不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。

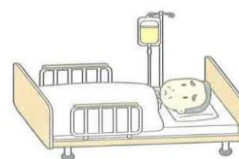
また、法律により罰せられることもあります。（法第85条、刑法第246条）

● 病院等を受診する（医者にかかる）ときなどは

病院・診療所・薬局（以下「病院等」という）を受診する際は生活援護課で発行した「医療券」を病院等の窓口で提出する必要があります。そのため、生活保護法による指定を受けた病院等以外への受診などは、原則的にはできません。このため、病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診などされる前に生活援護課に確認してください。なお、医療券はひと月ごと、診療科目ごとに必要です。

*新型コロナウイルス感染症予防の観点から、現在は電話で医療券の発行を受け付けています。

- 1) 生活保護の申請後、決定までの間に病院等を受診する場合
受診前に生活援護課（ケースワーカー）に連絡してください。
また、病院等の窓口で生活保護の申請中である旨を必ず伝えてください。
 - 2) 生活保護の開始後に病院等を受診する場合
受診前に必ず生活援護課に連絡してください。
なお、休日や夜間などで手続ができないときは、生活保護の「受給証」を病院等の窓口
に提示してください。その後、できるだけ早く生活援護課に連絡してください。
なお、「受給証」は、生活保護を受給していることの証明書であって、保険証ではありません。
 - 3) 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証並びに重度心身障害者医療、こども医療、ひとり親家庭医療の受給者証も使えません。保護の申請の際に、保険証および受給者証を回収します。また、申請を取り下げる場合は生活援護課より返却いたします。
 - 4) 会社などの健康保険証は引き続き使用してください。（「医療券」と会社の健康保険証と一緒に病院等の窓口
に提出してください。）自己負担分は「医療券」で対応します。
 - 5) 障害者総合支援法に基づく「自立支援医療受給者証」は、引き続き使用してください。
（生活保護開始後、障害福祉課で手続きが必要となります。）
 - 6) 難病法に基づく指定難病医療費給付制度の「指定難病医療受給者証」は引き続き使用してください。
（生活保護開始後、朝霞保健所で手続きが必要となります。）
 - 7) 次の費用は、生活保護で給付できる場合がありますので、事前に生活援護課に相談してください。
- ア 移送費
病院等への通院・入院・退院・転院などで交通費がかかるとき。（タクシー代については医師の意見書が必要です。）
- イ 治療材料費
眼鏡やコルセットなどを必要とするとき。（医師の意見書が必要です。）
- ウ 施術のための費用
「柔道整復」「あんま・マッサージ」「はり・きゅう」を受けるときは、一部の場合を除いて医師の同意が必要です。



●介護が必要になったときは

介護サービスを受けるには、要介護認定が必要です。生活援護課（ケースワーカー）に相談して手続きをしてください。

「介護が必要」と認定された場合、ケアマネージャーに利用計画（ケアプラン）を立ててもらってください。その利用計画に基づき、生活援護課が介護扶助の決定をします。

なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、障害福祉サービスの利用が優先されます。

●減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ手続きが必要です。（減免は保護開始以降、対象となります。）

種 類	手続先
市 県 民 税	課税課
固 定 資 産 税	課税課
国民健康保険税	保険年金課
住民票の交付手数料	総合窓口課
N H K 受 信 料	生活援護課

※納期限が過ぎている税金（市県民税・固定資産税・国民健康保険税）について、積極的な催告等は差し控えます。（担当 収納課）

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、担当区域で地域の皆さんが安心して暮らせるように生活援護課と連携をとりながら見守りや相談・支援を行っています。

●保護費の支給方法

保護費は、毎月5日（休日の場合は直前の平日）に、指定された口座に振り込まれるか、生活援護課指定の窓口で支払われます。

このほか、医療費・介護費は、生活援護課が病院等に直接支払います。また、状況によって家賃や給食費などについても、生活援護課が家主や学校に直接支払う場合があります。



メモ：